

わが国上場企業の株主総会と企業支配

平 田 光 弘

一 序

主題にいう企業とは株式会社企業をさし、支配とは企業役員任免権を掌握すること、または企業運営の基本方針を決定することを一般に意味する。こうした意味の企業支配を実証的に説明するに当たって最も重要な課題とされるのは、だが、どのような動機と意図から、なにに依拠して企業を支配するのかという問題であるが、この問題を実証的に説明する企ては、わが国においてどのように進められてきたのであろうか。それは、バリー・ミーンズやTNECがアメリカ大企業の支配に関する実証分析において用いた方法、なかなしく企業支配の諸形態の分類方法、の批判的摂取によって進められてきた、

と解して大きな誤りはないであろう。⁽¹⁾そしてそれが、今後とも、企業支配の諸形態とのつながりでおし進められるであろうことについて、おそらく異論はないであろう。

ところで、企業の支配者は、企業役員任免権を掌握し、企業運営の基本方針を決定しうる力をもつのであるが、この支配力は、いうまでもなく、株主総会において議決権として行使されることになるわけである。ところが、わが国でこのことに着目し、その実証分析を企てた学究は、増地庸治郎教授ただ一人であった、⁽²⁾と言ってよいであろう。このような意味合いから、わが国における企業支配の実証分析は、株主総会における議決権行使の実態とのかかわりにについてもおし進められることが必要

となるのである。本稿で、わが国上場企業の株主総会と企業支配を主題として取りあげるにいたったゆえんも、実はここに存するのである。以下では、この主題のもとに、まずわが国上場企業の株主総会の実態を明らかにし、ついで企業支配の問題をこれとのつながりでみた場合、それはどこに現れているかを明らかにすることにした。

(1) その詳細については、つぎを参照されたい。

平田光弘(稿)「企業活動と企業支配」(米川伸一・平田光弘編『企業活動の理論と歴史』千倉書房、昭和五十七年刊行予定、所収)

(2) 増地教授は、その著『我が国株式会社に於ける株式分散と支配』(同文館、昭和十一年)の第二章「株主総会議決権の行使」において、清算市場上場会社二一社中一九九社から得られた、昭和八・九年度株主総会に関する回答を資料として、株主総会議決権の行使状態を問題にする。その分析結果を要約すれば、つぎのようになるであろう。

(一) 公称資本金階級別・産業別の株主総会出席者数(七〇・一名)、株主総会出席者率(一・三七%)、株主総会出席株数(四四・九七〇株)および株主総会出席株率(七・一八%)から株主総会の意志が少数の出席者によって事実上決定されていること。

(二) 公称資本金階級別・産業別の株主総会委任者数(二一・〇二六名)、株主総会委任者率(三九・六八%)、株主総会

委任株数(三四六・〇五一株)および株主総会委任株率(五五・二二%)から出席株主への議決権の委任が極めて多いこと。

(三) 公称資本金階級別・産業別の株主総会参与者数(二一・〇九六名)、株主総会参与者率(四一・〇六%)、株主総会参与株数(三九一・〇二一株)および株主総会参与株率(六二・四〇%)から六〇%弱の株主、三八%弱の株式が株主総会に全く無関心であること。

(四) 公称資本金階級別・産業別の株主総会出席者平均持株数(六四一・九株)、株主総会委任者平均持株数(一七〇・八株)、株主総会参与者平均持株数(一八六・六株)および株主平均持株数(一二三・〇株)から株主総会に対する無関心が小株主により多く見られること。

なお、叙上の内容は、増地教授の著『株式会社——株式会社の本質に関する経営経済的研究——』(巖松堂書店、昭和十二年、二〇五—二四五頁、に加筆のうえ載録されている。

二 わが国上場企業の株主総会の実態

はじめに、わが国上場企業の株主総会の実態を明らかにすることにしよう。ここでは、その実態を知りうる唯一の資料「株主総会白書」に基づいてこれを見ていくことにする。この「株主総会白書」は、一九七一(昭和四

年次	調査 企業数	回答 企業数	回答率 %
1971	1400	569	40.6
1972	1400	538	38.4
1973	1620	782	48.3
1974	1664	795	47.8
1975	1681	678	40.3
1976	1682	724	43.0
1977	1693	763	45.1
1978	1725	774	44.9
1979	1705	708	41.5
1980	1715	633	36.9
1981	1714	609	35.5

十六) 年以降、社団法人商事法務研究会が、わが国主要企業における株主総会運営の実態を把握するため、アンケートにより行ってきた調査の結果を年次別にまとめたものである。(1) 調査項目は株主総会の全般に及び、調査企業は全産業の主要企業、すなわち各年次の調査時点に近い定時総会を開いた東証・大証・名証上場企業をすべて包んでいる。また、回答は記名によっている。その調査・回答企業数の内訳を示せば、みぎのとおりである。ところで、「株主総会白書」において大株主懇談会の実態が調査されるようになったのは、一九七六(昭和五十一年)年からである。そこで、調査年次については、この

年次以降に、また、分析対象については、株主総会出席株主、株主総会進行状況、委任状勧誘および大株主懇談会の四事象にそれぞれ限ることにする。

(一) 株主総会出席株主の実態

わが国上場企業の株主総会は、総会に付議された議案について決議を行うことを目的とする。株主は、無議決権株主を除いて、株主総会に出席し、議案について質問し、意見を述べ、動議を提出し、決議に加わる等の、総会に参与する権利をもっている。この参与権のうち、最も重要で代表的なものが議決権である。それでは一体、総会に出席して議決権を行使する株主の実態はどのようなになっているのだろうか。こうした株主総会出席株主には、現実出席株主と委任状出席株主とがいるのであるが、その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。(2)

まず表1および表2は、現実出席株主の人数とその持株比率(対発行済株式総数)とについて、それらの推移を示したものである。表1から、現実出席株主の人数は回答企業の過半数(約五六一六一%)において二一—八

(47) わが国上場企業の株主総会と企業支配

表1 現実出席株主数

社数()内%

回答(人) 年次	1 20	21 40	41 60	61 80	81 100	101 150	151 200	201 300	300 超	回 答	無 回 答	計
1976	53 (7.5)	165 (23.3)	147 (20.8)	114 (16.1)	65 (9.2)	64 (9.1)	44 (6.2)	28 (4.0)	27 (3.8)	707 (100.0)	17	724
1977	46 (6.0)	184 (24.2)	176 (23.1)	92 (12.1)	77 (10.1)	77 (10.1)	44 (5.8)	38 (5.0)	27 (3.5)	761 (100.0)	2	763
1978	58 (7.5)	167 (21.6)	162 (21.0)	114 (14.8)	72 (9.3)	89 (11.5)	40 (5.2)	41 (5.3)	29 (3.8)	772 (100.0)	2	774
1979	40 (5.8)	166 (23.9)	168 (24.2)	89 (12.8)	74 (10.6)	81 (11.7)	30 (4.3)	35 (5.0)	12 (1.7)	695 (100.0)	13	708
1980	36 (5.8)	127 (20.6)	153 (24.8)	95 (15.4)	66 (10.7)	67 (10.8)	34 (5.5)	28 (4.5)	12 (1.9)	618 (100.0)	15	633
1981	34 (5.7)	102 (17.0)	147 (24.5)	84 (14.0)	68 (11.4)	66 (11.0)	35 (5.8)	34 (5.7)	29 (4.8)	599 (100.0)	10	609

(出所)「株主総会白書」各年版から作成。

表2 現実出席株主の持株比率(対発行済株式総数)

社数()内%

回答(%) 年次	0.1 以下	0.5 〃	1 〃	3 〃	5 〃	10 〃	15 〃	20 〃	30 〃	30 超	回 答	無 回 答	計
1976	92 (13.0)	62 (8.7)	61 (8.6)	112 (15.8)	60 (8.5)	84 (11.8)	68 (9.6)	40 (5.6)	58 (8.2)	72 (10.2)	709 (100.0)	15	724
1977	70 (9.3)	68 (9.0)	70 (9.3)	132 (17.5)	71 (9.4)	98 (13.0)	61 (8.1)	51 (6.8)	68 (9.0)	66 (8.7)	755 (100.0)	8	763
1978	85 (11.1)	64 (8.4)	66 (8.6)	113 (14.8)	80 (10.5)	105 (13.7)	57 (7.5)	47 (6.2)	65 (8.5)	82 (10.7)	764 (100.0)	10	774
1979	95 (13.8)	68 (9.9)	59 (8.6)	115 (16.8)	49 (7.1)	86 (12.5)	62 (9.0)	48 (7.0)	53 (7.7)	51 (7.4)	686 (100.0)	22	708
1980	63 (10.2)	73 (11.8)	54 (8.8)	103 (16.7)	45 (7.3)	68 (11.0)	65 (10.5)	42 (6.8)	57 (9.2)	47 (7.6)	617 (100.0)	16	633
1981	50 (8.5)	60 (10.2)	49 (8.4)	114 (19.5)	48 (8.2)	75 (12.8)	66 (11.3)	39 (6.7)	41 (7.0)	44 (7.5)	586 (100.0)	23	609

(出所) 表1に同じ。

表3 委任状出席株主の持株比率(対発行済株式総数)

社数()内%

回答(%) 年次	10 以下	20 〃	30 〃	40 〃	50 〃	60 〃	70 〃	80 〃	90 〃	100 〃	回 答	無 回 答	計
1976	19 (3.2)	39 (6.6)	17 (2.9)	39 (6.6)	29 (4.9)	97 (16.5)	150 (25.5)	125 (21.2)	57 (9.7)	17 (2.9)	589 (100.0)	135	724
1977	4 (0.5)	12 (1.6)	28 (3.8)	37 (5.0)	45 (6.1)	116 (15.7)	195 (26.4)	195 (26.4)	92 (12.4)	16 (2.2)	740 (100.0)	23	763
1978	8 (1.4)	10 (1.7)	19 (3.2)	24 (4.1)	41 (7.0)	93 (15.9)	159 (27.2)	150 (25.6)	68 (11.6)	13 (2.2)	585 (100.0)	189	774
1979	7 (1.0)	16 (2.4)	26 (3.9)	23 (3.4)	42 (6.2)	122 (18.1)	150 (22.3)	192 (28.5)	83 (12.3)	12 (1.8)	673 (100.0)	35	708
1980	2 (0.4)	9 (1.8)	14 (2.7)	14 (2.7)	35 (6.8)	83 (16.2)	123 (30.7)	157 (24.0)	64 (12.5)	11 (2.1)	512 (100.0)	121	633
1981	8 (1.4)	7 (1.2)	11 (1.9)	21 (3.6)	41 (7.0)	82 (14.0)	150 (25.6)	177 (30.2)	74 (12.6)	16 (2.7)	587 (100.0)	22	609

(出所) 表1に同じ。

表4 委任状出席株主の持株比率(対総会出席株主持株総数) 社数()内%

回答(%) 年次	10 以下	20 〃	30 〃	40 〃	50 〃	60 〃	70 〃	80 〃	90 〃	100 〃	回 答	無 回 答	計
1976	41 (6.1)	10 (1.5)	24 (3.6)	28 (4.2)	28 (4.2)	52 (7.7)	55 (8.2)	63 (9.4)	100 (14.9)	271 (40.3)	672 (100.0)	52	724
1977	20 (2.7)	7 (0.9)	22 (2.9)	32 (4.3)	34 (4.6)	54 (7.2)	73 (9.8)	94 (12.6)	107 (14.4)	302 (40.5)	745 (100.0)	18	763
1978	45 (6.3)	15 (2.1)	23 (3.2)	26 (3.6)	27 (3.8)	51 (7.1)	70 (9.8)	80 (11.2)	107 (14.9)	272 (37.0)	716 (100.0)	58	774
1979	22 (3.5)	12 (1.9)	23 (3.7)	18 (2.9)	27 (4.3)	53 (8.5)	64 (10.3)	94 (15.1)	102 (16.4)	206 (33.2)	621 (100.0)	87	708
1980	30 (4.8)	13 (2.4)	21 (3.9)	16 (3.0)	37 (6.9)	40 (7.5)	47 (8.8)	64 (12.0)	78 (14.6)	187 (35.1)	533 (100.0)	100	633
1981	14 (2.4)	10 (1.7)	11 (1.9)	9 (1.5)	17 (2.9)	32 (5.4)	63 (10.7)	80 (13.6)	95 (16.2)	257 (43.7)	588 (100.0)	21	609

(出所) 表1に同じ。

表5 総会出席株主の株主比率(対総株主数)

社数()内%

回答(%) 年次	5 以下	10 〃	15 〃	20 〃	25 〃	30 〃	35 〃	40 〃	45 〃	50 〃	50 超	回 答	無 回 答	計
1976	197 (28.2)	24 (3.4)	27 (3.9)	95 (13.6)	125 (17.9)	100 (14.3)	50 (7.2)	27 (3.9)	17 (2.4)	10 (1.4)	27 (3.9)	699 (100.0)	25	724
1977	90 (12.2)	11 (1.5)	41 (5.5)	125 (16.9)	177 (24.0)	131 (17.7)	61 (8.3)	43 (5.8)	16 (2.2)	13 (1.8)	31 (4.2)	739 (100.0)	24	763
1978	228 (29.5)	19 (2.5)	40 (5.2)	137 (17.7)	132 (17.1)	68 (8.8)	50 (6.5)	35 (4.5)	30 (3.9)	3 (0.4)	30 (3.9)	772 (100.0)	2	774
1979	90 (13.1)	8 (1.2)	61 (8.9)	143 (20.8)	167 (24.3)	105 (15.3)	49 (7.1)	39 (5.7)	9 (1.3)	6 (0.9)	11 (1.6)	688 (100.0)	20	708
1980	173 (27.8)	15 (2.4)	47 (7.5)	146 (23.4)	97 (15.6)	59 (9.5)	33 (5.3)	25 (4.0)	12 (1.9)	4 (0.6)	12 (1.9)	623 (100.0)	10	633
1981	39 (6.5)	2 (0.3)	51 (8.5)	165 (27.6)	182 (30.4)	58 (9.7)	49 (8.2)	25 (4.2)	7 (1.2)	6 (1.0)	14 (2.3)	598 (100.0)	11	609

(出所) 表1に同じ。

表6 総会出席株主の持株比率(対発行済株式総数)

社数()内%

回答(%) 年次	10 以下	20 〃	30 〃	40 〃	50 〃	60 〃	70 〃	80 〃	90 〃	100 〃	回 答	無 回 答	計
1976	24 (3.4)	29 (4.2)	26 (3.7)	33 (4.7)	27 (3.9)	92 (13.2)	129 (18.5)	196 (28.1)	114 (16.3)	28 (4.0)	698 (100.0)	26	724
1977	16 (2.1)	7 (0.9)	6 (0.8)	13 (1.7)	16 (2.1)	67 (8.9)	183 (24.2)	263 (34.8)	146 (19.3)	39 (5.2)	756 (100.0)	7	763
1978	24 (3.2)	26 (3.4)	29 (3.8)	30 (4.0)	43 (5.7)	79 (10.4)	173 (22.8)	224 (29.5)	113 (14.9)	18 (2.4)	759 (100.0)	15	774
1979	7 (1.0)	11 (1.6)	10 (1.5)	7 (1.0)	8 (1.2)	57 (8.4)	160 (23.5)	247 (36.3)	155 (22.8)	18 (2.6)	680 (100.0)	28	708
1980	13 (2.1)	18 (2.9)	29 (4.7)	25 (4.0)	33 (5.3)	67 (10.8)	134 (21.6)	188 (30.4)	98 (15.8)	14 (2.3)	619 (100.0)	14	633
1981	9 (1.5)	5 (0.8)	5 (0.8)	4 (0.7)	7 (1.2)	33 (5.5)	126 (21.1)	242 (40.5)	137 (22.9)	30 (5.0)	598 (100.0)	11	609

(出所) 表1に同じ。

○人であったこと、表2から、その持株比率は回答企業の過半数(約五三—五六%)において五%以下であった、とくに一%以下が回答企業の約三割に及んだことが分かる。つぎに表3および表4は、委任状出席株主の持株比率(対発行済株式総数)とその持株比率(対総会出席株主持株総数)とについて、それらの推移を示したものである。表3から、委任状出席株主の持株比率(対発行済株式総数)は回答企業の過半数(約六三—七一%)において五〇—八〇%であったこと、表4から、その持株比率(対総会出席株主持株総数)は回答企業の過半数(約六二—七四%)において七〇%以上であった、とくに九〇%以上が回答企業の約三—四割に達したことが知れる。さらに表5および表6は、総会出席株主の株主比率(対総株主数)とその持株比率(対発行済株式総数)とについて、それらの推移を示したものである。表5から、総会出席株主の株主比率は回答企業の約半数(約四四—六八%)において一五—三〇%であった、また、五%以下が回答企業の約七—三〇%もあったこと、表6から、その持株比率は回答企業の大半(約六三—八五%)において六〇—九〇%であった、とくに七〇—八〇%が回答企

業の約三—四割を占めたことが読める。

以上のことから、株主総会出席株主の実態はつぎのようであった、と言ってよいであろう。すなわち、①多くの企業では、現実出席株主の人数は八〇人どまり、その持株比率は発行済株式総数の五%以下であった、②多くの企業では、委任状出席株主の持株比率は発行済株式総数の五〇%を超え、また、それは総会出席株主の持株総数の七〇%以上を占めた、③多くの企業では、総会出席株主の人数は総株主数の一五—三〇%にすぎなかったが、その持株比率は発行済株式総数の六〇—九〇%に及んだ、と。

(二) 株主総会進行状況の実態

わが国上場企業の株主総会は、総会に自ら出席して議決権を行使する現実出席株主が非常に少なく、委任状によって議決権を代理に行使してもらう委任状出席株主の大量の持株に大きく依存しながら開催されることを、いま知った。それでは一体、こうした出席株主構成のもとで開かれる株主総会の進行状況の実態はどのようなになっているのだろうか。その実態に関する分析結果を示せば、

表7 発言株主数

社数()内%

回答(人) 年 次	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 以上	回 答	無 回 答	計
1976	175 (24.7)	188 (26.5)	200 (28.2)	95 (13.4)	33 (4.6)	7 (1.0)	4 (0.6)	6 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	709 (100.0)	15	724
1977	129 (17.1)	174 (23.1)	234 (31.1)	150 (19.9)	35 (4.6)	22 (2.9)	5 (0.7)	0 (0.0)	1 (0.1)	3 (0.4)	0 (0.0)	753 (100.0)	10	763
1978	218 (28.6)	201 (26.3)	207 (27.1)	99 (13.0)	32 (4.2)	2 (0.3)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	763 (100.0)	11	774
1979	141 (20.3)	160 (23.0)	231 (33.2)	122 (17.6)	32 (4.6)	7 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	695 (100.0)	13	708
1980	199 (31.5)	170 (26.9)	158 (25.0)	77 (12.2)	16 (2.5)	6 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.6)	1 (0.2)	631 (100.0)	2	633
1981	182 (30.4)	140 (23.4)	174 (29.1)	63 (10.5)	24 (4.0)	12 (2.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	598 (100.0)	11	609

(出所) 表1に同じ。

表8 発言株主の持株数

社数()内%

回答(株) 年 次	500 未満	1,000 #	5,000 #	10,000 #	10,000 以上	回 答	無 回 答	計
1976	348 (50.3)	98 (14.2)	154 (22.3)	39 (5.6)	53 (7.7)	692 (100.0)	32	724
1977	193 (40.4)	162 (33.9)	94 (19.7)	19 (4.0)	10 (2.1)	478 (100.0)	285	763
1978	356 (49.4)	77 (10.7)	183 (25.4)	43 (6.0)	62 (8.6)	721 (100.0)	53	774

(出所) 表1に同じ。

(注) 1979年以降の調査は行われていない。

表9 議案に対して質疑をした発言株主数

社数()内%

回答(人) 年 次	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 以上	回 答	無 回 答	計
1976	616 (89.1)	42 (6.0)	18 (2.6)	7 (1.0)	2 (0.3)	5 (0.7)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	691 (100.0)	33	724
1977	667 (89.4)	42 (5.6)	21 (2.8)	5 (0.7)	7 (0.9)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	746 (100.0)	17	763
1978	687 (93.2)	28 (3.8)	14 (1.9)	5 (0.7)	3 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	737 (100.0)	37	774
1979	647 (93.4)	32 (4.6)	9 (1.3)	3 (0.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	693 (100.0)	15	708
1980	572 (90.8)	34 (5.4)	11 (1.7)	11 (1.7)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	630 (100.0)	3	633
1981	552 (93.6)	21 (3.6)	10 (1.7)	5 (0.8)	0 (0.0)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	590 (100.0)	19	609

(出所) 表1に同じ。

(51) わが国上場企業の株主総会と企業支配

表 10 議案に対して反対意見を述べた発言株主数

社数() 内%

年 次	回答(人)											10 以上	回 答	無 回 答	計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
1976	686 (98.7)	2 (0.3)	4 (0.6)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	695 (100.0)	29	724	
1977	721 (98.4)	10 (1.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	733 (100.0)	30	763	
1978	726 (99.0)	2 (0.3)	3 (0.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	733 (100.0)	41	774	
1979	681 (98.6)	6 (0.9)	3 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	691 (100.0)	17	708	
1980	617 (98.1)	7 (1.1)	2 (0.3)	0 (0.0)	2 (0.3)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	629 (100.0)	4	633	
1981	587 (99.5)	3 (0.5)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	590 (100.0)	15	609	

(出所) 表1に同じ。

表 11 動議の有無

社数() 内%

年 次	回 答	有				無	回 答	無 回 答	計
		議案の修正 について	議事進行 について	議案の修正・議 事進行について	その他				
1976	10 (2.5)	353 (89.8)	11 (2.8)	19 (4.8)	393 (55.2)	319 (44.8)	712 (100.0)	12	724
1977	0 (0.0)	499 (95.0)	8 (1.5)	18 (3.4)	525 (70.3)	222 (29.7)	747 (100.0)	16	763
1978	3 (0.7)	411 (94.7)	8 (1.8)	12 (2.8)	434 (57.6)	320 (42.4)	754 (100.0)	20	774
1979	1 (0.2)	423 (96.1)	13 (3.0)	3 (0.7)	440 (63.1)	257 (36.9)	697 (100.0)	11	708
1980	4 (1.3)	287 (96.6)	—	6 (2.0)	297 (47.1)	334 (52.9)	631 (100.0)	7	638
1981	4 (1.0)	365 (95.1)	—	15 (3.9)	384 (62.7)	228 (37.3)	612 (100.0)	2	614

(出所) 表1に同じ。

表 12 株主総会の所要時間

社数() 内%

年 次	回答(分)	5	10	15	20	25	30	35	40	50	60	60	回 答	無回答	計
		以下	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	超			
1976		7 (1.0)	60 (8.3)	216 (30.0)	244 (33.8)	75 (10.4)	68 (9.4)	9 (1.2)	18 (2.5)	11 (1.5)	5 (0.7)	8 (1.1)	721 (100.0)	3	724
1977		0 (0.0)	18 (2.4)	178 (23.4)	305 (40.1)	141 (18.5)	68 (8.9)	14 (1.8)	10 (1.3)	12 (1.6)	2 (0.3)	13 (1.7)	761 (100.0)	2	763
1978		12 (1.6)	74 (9.6)	253 (32.7)	252 (32.6)	92 (11.9)	51 (6.6)	7 (0.9)	12 (1.6)	12 (1.6)	6 (0.8)	2 (0.3)	773 (100.0)	1	774
1979		2 (0.3)	27 (3.9)	208 (29.7)	247 (35.3)	120 (17.1)	54 (7.7)	20 (2.9)	9 (1.3)	6 (0.9)	5 (0.7)	2 (0.3)	700 (100.0)	8	708
1980		4 (0.6)	56 (8.9)	215 (34.0)	202 (32.0)	89 (14.1)	36 (5.7)	10 (1.6)	6 (0.9)	7 (1.1)	5 (0.8)	2 (0.3)	632 (100.0)	1	633
1981		0 (0.0)	26 (4.3)	181 (29.9)	238 (39.3)	89 (14.7)	45 (7.4)	6 (1.0)	6 (1.0)	10 (1.7)	2 (0.3)	2 (0.3)	605 (100.0)	4	609

(出所) 表1に同じ。

以下のとおりである。⁽³⁾

まず表7および表8は、発言株主の人数とその持株数とについて、それらの推移を示したものである。表7から、発言株主の人数は回答企業の大^半(約六三—七四%)において三人以下であった、このほかに発言株主なしが回答企業の約二—三割もあったこと、表8から、その持株数は回答企業の大多数(約八六—九四%)において五、〇〇〇株未満であった、とくに五〇〇株未満が回答企業の約半数もあったことが分かる。ところで、そうした発言株主は、議案に対して質疑をしたり、反対意見を述べたり、あるいは動議を出したりするわけである。表9、表10および表11は、このような発言を行った株主の人数について、その推移を示したものである。表9から、議案に対して質疑をした株主数は回答企業の圧倒的多数(約八九—九四%)においてゼロであったこと、表10から、議案に対して反対意見を述べた株主数も回答企業の圧倒的多数(約九八—一〇〇%)においてゼロであったこと、また、表11から、動議は「有」⁽⁴⁾としたものが回答企業の過半数(約四七—七〇%)、動議は「無」⁽⁵⁾だったとするものも回答企業の半数近く(約三〇—五三

%)に及んだ、さらに動議は「有」⁽⁶⁾としたするものでは、「議事進行について」の動議が「有」回答企業の圧倒的多数(約九〇—九七%)を占めたことが読める。そしてさらに表12は、株主総会の所要時間について、その推移を示したものである。表12から、その所要時間は回答企業の大^半(約七四—八四%)において一〇—二五分であったことが知れる。

以上のことから、株主総会進行状況の実態はつぎのようであった、と言ってよいであろう。すなわち、①殆どの企業では、付議議案に対して、株主からの質疑も反対意見も出なかった、②多くの企業では、株主の発言はせいぜい議事進行の動議に限られ、その発言は、人数では三人以下、持株数では五、〇〇〇株未満、とくに五〇〇株未満の小零細株主であった、③多くの企業では、株主総会はわずか一〇—二五分という短時間で終了した、と。

(三) 委任状勧誘の実態

わが国上場企業の株主総会は、企業運営の重要事項について株主の総意を決定する、企業最高の必要機関であると言われながら、実際には、そこでは付議議案につい

ての実質的な審議は殆ど行われず、直ちに議案の採択がなされ、株主総会は短時間で終了する事例が多いことを、うえて知った。こうした事態をわが国上場企業の株主総会にもたらしたと考えられる主因の一つは、株主に対する議決権代理行使ないし委任状の勧誘により、付議議案の可決に必要な株式数が事前に確保されていると推考されることである。それでは一体、こうした委任状勧誘の実態はどのようなになっているのだろうか。その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

まず表13および表14は、委任状勧誘の有無・対象とその理由とについて、それらの推移を示したものである。表13から、委任状勧誘は「有」ったとするものが回答企業の大多数(約七七―九八%)を占めた、しかも、その勧誘は「全株主に対して」行われたとするものが「有」回答企業の圧倒的多数(約九二―九九%)に達したことが、表14から、その理由としては「定足数を要する議案がある」とするものが回答企業の大半(約七四―八四%)を占めたことが分かる。つぎに表15および表16は、委任状返送率(対発行済株式総数)と白紙委任状の割合(対発行済株式総数)とについて、それらの推移を示したもの

である。表15から、委任状返送率は回答企業の過半数(約六三―七一%)において五〇―八〇%であったこと、表16から、白紙委任状の割合は回答企業の過半数(約五三―六四%)において五〇%以上であった、また、一〇%以下および白紙委任状ゼロは合わせても回答企業の約一―二割にすぎなかったことが知れる。ところで、こうした委任状勧誘において大株主のもつ意味はとくに大きい。表17、表18、表19および表20は、そうした大株主に対する委任状勧誘、積極的にこれを行う大株主の範囲とその累計持株比率(対発行済株式総数)、そしてその結果、大株主から集められた委任状の割合(対発行済株式総数)について、それらの推移を示したものである。表17から、大株主に対する委任状勧誘は「一般株主に対する勧誘と同じ」とするものが回答企業の過半数(約六一―六九%)を占めた、さらに「一般株主に対する勧誘に加え、なんらかの方法でより積極的に行う」とするものも回答企業の約三一―三九%に及んだこと、表18から、積極的にこれを行う大株主の範囲は回答企業の大多数(約八三%)において三〇位までであった、とくに一〇位までが回答企業の約半数を占めたこと、表19から、そ

表 13 委任状勧誘の有無・対象

社数 () 内%

回 答 年 次	有		無		回	無	計
	全株主に対して	一部株主に対して			答	回答	
1976	515 (92.1)	44 (7.9)	559 (78.7)	151 (21.3)	710 (100.0)	14	724
1977	716 (97.4)	19 (2.6)	735 (96.7)	25 (3.3)	760 (100.0)	3	763
1978	554 (93.1)	41 (6.9)	595 (77.4)	174 (22.6)	769 (100.0)	5	774
1979	668 (97.8)	15 (2.2)	683 (97.4)	1 ^a (2.6)	701 (100.0)	7	708
1980	493 (95.5)	23 (4.5)	516 (84.6)	94 (15.4)	610 (100.0)	23	633
1981	586 (98.8)	7 (1.2)	593 (97.7)	14 (2.3)	607 (100.0)	2	609

(出所) 表 1 に同じ。

表 14 委任状勧誘の理由

社数 () 内%

回 答 年 次	定足数を要する議案がある	毎期償行と している	回 答	無回答	計
1976	405 (73.6)	145 (26.4)	550 (100.0)	9	559
1977	619 (84.4)	114 (15.6)	733 (100.0)	2	735
1978	458 (74.0)	161 (26.0)	619 (100.0)	—	595
1979	570 (83.5)	113 (16.5)	683 (100.0)	0	683
1980	396 (76.7)	120 (23.3)	516 (100.0)	0	516

(出所) 表 1 に同じ。

(注) 1981 年の調査は行われていない。

表 15 委任状返送率 (対発行済株式総数)

社数 () 内%

回 答 (%) 年 次	10 以下	20	30	40	50	60	70	80	90	100	回	無	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	答	回答	
1976	19 (3.2)	39 (6.6)	17 (2.9)	39 (6.6)	29 (4.9)	97 (16.5)	150 (25.5)	125 (21.2)	57 (9.7)	17 (2.9)	589 (100.0)	135	724
1977	4 (0.5)	12 (1.6)	28 (3.8)	37 (5.0)	45 (6.1)	116 (15.7)	195 (26.4)	195 (26.4)	92 (12.4)	16 (2.2)	740 (100.0)	23	763
1978	8 (1.4)	10 (1.7)	19 (3.2)	24 (4.1)	41 (7.0)	93 (15.9)	159 (27.2)	150 (25.6)	68 (11.6)	13 (2.2)	585 (100.0)	189	774
1979	7 (1.0)	16 (2.4)	26 (3.9)	23 (3.4)	42 (6.2)	122 (18.1)	150 (22.3)	192 (28.5)	83 (12.3)	12 (1.8)	673 (100.0)	35	708
1980	2 (0.4)	9 (1.8)	14 (2.7)	14 (2.7)	35 (6.8)	83 (16.2)	123 (24.0)	157 (30.7)	64 (12.5)	11 (2.1)	512 (100.0)	121	633
1981	8 (1.4)	7 (1.2)	11 (1.9)	21 (3.6)	41 (7.0)	82 (14.0)	150 (25.6)	177 (30.2)	74 (12.6)	16 (2.7)	587 (100.0)	22	609

(出所) 表 1 に同じ。

(55) わが国上場企業の株主総会と企業支配

表 16 議案に対し賛・否の指示のない委任状（白紙委任状）

の割合（対発行済株式総数）

社数（ ）内%

年 次	回答(%)											回 答	無 回 答	計
	0	10 以下	20 #	30 #	40 #	50 #	60 #	70 #	80 #	90 #	100 #			
1976	19 (3.3)	129 (22.5)	19 (3.3)	45 (7.8)	19 (3.3)	38 (6.6)	62 (10.8)	70 (12.2)	55 (9.6)	61 (10.6)	57 (9.9)	574 (100.0)	150	724
1977	12 (1.8)	112 (16.5)	24 (3.5)	40 (5.9)	34 (5.0)	61 (9.0)	82 (12.1)	80 (11.8)	80 (11.8)	75 (11.1)	78 (11.5)	678 (100.0)	85	763
1978	16 (2.8)	105 (18.6)	33 (5.8)	24 (4.2)	43 (7.6)	37 (6.5)	58 (10.3)	63 (11.2)	70 (12.4)	52 (9.2)	64 (11.3)	565 (100.0)	209	774
1979	13 (2.1)	90 (14.2)	31 (4.9)	46 (7.3)	34 (5.4)	64 (10.1)	73 (11.5)	79 (12.5)	76 (12.0)	71 (11.2)	57 (9.0)	634 (100.0)	74	708
1980	9 (1.9)	53 (11.4)	22 (4.7)	20 (4.3)	20 (4.3)	43 (9.3)	41 (8.8)	66 (14.2)	59 (12.7)	79 (17.0)	52 (11.2)	464 (100.0)	169	633
1981	37 (8.3)	28 (6.3)	11 (2.5)	23 (5.1)	23 (5.1)	38 (8.5)	55 (12.3)	64 (14.3)	57 (12.7)	42 (9.4)	70 (15.6)	448 (100.0)	161	609

(出所) 表 1 に同じ。

表 17 大株主に対する委任状勧誘

社数（ ）内%

年 次	回 答	一般株主に対する勧誘 に加え、なんらかの方 法でより積極的に行う	一般株主に対す る勧誘と同じ	回 答	無回答	計
1976		167 (31.1)	370 (68.9)	537 (100.0)	187	724
1977		270 (38.0)	440 (62.0)	710 (100.0)	53	763
1978		236 (39.1)	367 (60.9)	603 (100.0)	171	774
1979		237 (35.6)	428 (64.4)	665 (100.0)	43	708
1980		186 (35.8)	334 (64.2)	520 (100.0)	113	633

(出所) 表 1 に同じ。

(注) 1981 年の調査は行われていない。

表 18 積極的に委任状の勧誘を行う大株主の範囲

社数（ ）内%

年 次	回答(順 位)	10で 位	20 #	30 #	40 #	50 #	60 #	70 #	80 #	90 #	100 #	100 位 超	回 答	無 回 答	計
		ま													
1976		83 (51.6)	29 (18.0)	21 (13.0)	3 (1.9)	7 (4.3)	3 (1.9)	4 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.9)	8 (5.0)	161 (100.0)	563	724
1977		164 (50.2)	64 (19.6)	42 (12.8)	8 (2.4)	22 (6.7)	6 (1.8)	2 (0.6)	1 (0.3)	0 (0.0)	7 (2.1)	11 (3.4)	327 (100.0)	436	763

(出所) 表 1 に同じ。

(注) 1978 年以降の調査は行われていない。

表 19 積極的に委任状の勧誘を行う大株主の累計持株比率 (対発行済株式総数)

回答(%) 年次		社数()内%											回 答	無 回 答	計
		5 以下	10 〃	20 〃	30 〃	40 〃	50 〃	60 〃	70 〃	80 〃	90 〃	100 〃			
1976		0 (0.0)	1 (0.6)	6 (3.8)	12 (7.5)	22 (13.8)	31 (19.4)	47 (29.4)	24 (15.0)	12 (7.5)	5 (3.1)	0 (0.0)	160 (100.0)	564	724
1977		3 (0.9)	5 (1.5)	17 (5.2)	25 (7.7)	46 (14.2)	66 (20.4)	75 (23.1)	56 (17.3)	24 (7.4)	7 (2.2)	0 (0.0)	324 (100.0)	439	763

(出所) 表1に同じ。

(注) 1978年以降の調査は行われていない。

表 20 大株主から集められた委任状の割合 (対発行済株式総数) 社数()内%

年 次	回答(%)	社数()内%											回 答	無 回 答	計
		5 以下	10 #	20 #	30 #	40 #	50 #	60 #	70 #	80 #	90 #	100 #			
1976	10 (6.0)	31 (18.6)	6 (3.6)	13 (7.8)	17 (10.2)	23 (13.8)	30 (18.0)	16 (9.6)	4 (2.4)	5 (3.0)	12 (7.2)	167 (100.0)	557	724	
1977	4 (1.2)	4 (1.2)	18 (5.6)	30 (9.3)	41 (12.7)	57 (17.7)	70 (21.7)	39 (12.1)	18 (5.6)	10 (3.1)	31 (9.6)	322 (100.0)	441	763	
1978	9 (3.3)	7 (2.6)	22 (8.1)	19 (7.0)	38 (14.0)	37 (13.7)	36 (13.3)	28 (10.3)	26 (9.6)	17 (6.3)	32 (11.8)	271 (100.0)	503	774	
1979	6 (2.7)	10 (4.6)	5 (2.3)	22 (10.0)	35 (16.0)	40 (18.3)	37 (16.9)	27 (12.3)	17 (7.8)	9 (4.1)	11 (5.0)	219 (100.0)	489	708	
1980	9 (4.8)	4 (2.1)	12 (6.3)	17 (9.0)	19 (10.1)	23 (12.2)	30 (15.9)	12 (6.3)	15 (7.9)	19 (10.1)	29 (15.3)	189 (100.0)	444	633	

(出所) 表1に同じ。

(注) 1981年の調査は行われていない。

うした大株主の累計持株比率は回答企業の過半数(約六一―六四%)において四〇―七〇%であったこと、そして表20から、そこに集められた委任状の割合は回答企業の約半数(約四五―六四%)において三〇―七〇%にのぼったことが読める。

以上のことから、委任状勧誘の実態はつぎのようであった、と言ってよいであろう。すなわち、

①多くの企業は、定足数を要する議案があるとの理由から、委任状の勧誘を全株主に対して行った、

②多くの企業は、大株主に対する委任状の勧誘を、一般株主に対する勧誘と同じ方法(郵送)で行ったが、より積極的な方法(個別訪問、電話等)でこれを行った企業もかなりあった、③積極的な委任状勧誘の対象とされた大株主は、上位三〇位までのものが大部分であり、その累計持株比率は、発行済株式総数の四〇―七〇%のものが多かった、

④多くの企業では、大株主から集められた委任状は、発行済株式総数の三〇―七〇%にのぼった、

⑤全株主から集められた委任状は、多くの企業では、発行済株式総数の五〇―八〇%に及んだ、そ

の大部分は白紙委任状であった、と。

(四) 大株主懇談会の実態

わが国上場企業の株主総会については、付議議案の実質的審議が殆ど行われず、直ちに議案の採択がなされ、短時間で終了する事例が多いことを、さきに述べた。こうした事態をわが国上場企業の株主総会にもたらしたと考えられる主因のもう一つは、総会日前に大株主懇談会が持たれ、付議議案に関して大方の了承を得るための根回しが行われていると推考されることである。それでは一体、こうした大株主懇談会⁽⁵⁾の実態はどのようなになっているのだろうか。その実態に関する分析結果を示せば、以下のとおりである。

まず表21は、大株主懇談会の有無・目的について、その推移を示したものである。表21から、大株主懇談会は「無」かったとするものが回答企業の大半(約七四—八七%)を占めた、一方、それが「有」ったとするものは回答企業の約一三—二六%に留まったが、その比率は漸次高まりつつある、また、その目的については、「営業の状況を報告する」とするものが「有」回答企業の大半

(約六三—七六%)を占めた、「総会付議議案につき事前の承認をえる」とするものは約二—四四%、「大株主との一般的なコミュニケーション」とするものも約二六—四四%に及んだことが分かる。つぎに表22および表23は、対象とされた大株主の範囲とその累計持株比率(対発行済株式総数)とについて、それらの推移を示したものである。表22から、大株主の範囲は回答企業の過半数(約六〇—六六%)において三〇位までであったこと、表23から、その累計持株比率は回答企業の過半数(約五九—七〇%)において三〇—七〇%にのぼったことが知れる。さらに表24および表25は、対象とされた大株主の属性と、それが企業運営に与える影響の有無・影響事項とについて、それらの推移を示したものである。表24から、大株主の属性としては「金融・証券・保険等の金融機関関係」が回答企業の大半(約七六—八二%)を占めた、「取引先・関係会社等」も過半数(約六六—七三%)に及んだが、「創業者、会社オーナー等またはその同族関係者」は約一四—二四%に留まったこと、表25から、大株主は企業運営に対して「影響力があると思う」とするものが回答企業の約半数(約四七—四八%)、

表 21 大株主懇談会の有無・目的

社数()内%

回 答 年 次	有					無		回 答	無 回 答	計
	総会付議案 につき事前の 承認をえる	営業の状況を 報告する	大株主との一 般的なコミュニ ケーション	その他						
1976	37 (38.9)	72 (75.8)	30 (31.6)	1 (1.1)	95 (13.2)	625 (86.8)	720 (100.0)	4	724	
1977	23 (21.3)	69 (63.9)	28 (25.9)	4 (3.7)	108 (14.3)	645 (85.7)	753 (100.0)	10	763	
1978	37 (31.1)	75 (63.0)	35 (29.4)	6 (5.0)	119 (15.6)	646 (84.4)	765 (100.0)	9	774	
1979	63 (39.9)	110 (69.6)	70 (44.3)	0 (0.0)	158 (22.7)	539 (77.3)	697 (100.0)	11	708	
1980	59 (43.7)	101 (74.8)	59 (43.7)	0 (0.0)	135 (21.6)	491 (78.4)	626 (100.0)	7	633	
1981	64 (40.3)	118 (74.2)	53 (33.3)	1 (0.6)	159 (26.2)	449 (73.8)	608 (100.0)	1	609	

(出所) 表1に同じ。

表 22 大株主懇談会の対象とした大株主の範囲

社数()内%

回 答 (順 位) 年 次	10位 以下	20 #	30 #	40 #	50 #	60 #	70 #	80 #	90 #	100 #	100位 超	回 答	無 回 答	計
1976	36 (37.9)	16 (16.8)	10 (10.5)	2 (2.1)	11 (11.6)	2 (2.1)	5 (5.3)	4 (4.2)	2 (2.1)	1 (1.0)	6 (6.3)	95 (100.0)	629	724
1977	36 (32.4)	24 (21.6)	13 (11.7)	7 (6.3)	11 (9.9)	4 (3.6)	4 (3.6)	1 (0.9)	1 (0.9)	4 (3.6)	6 (5.4)	111 (100.0)	652	763
1978	45 (33.8)	19 (14.3)	16 (12.0)	11 (8.3)	12 (9.0)	7 (5.3)	9 (6.8)	2 (1.5)	1 (0.8)	6 (4.5)	5 (3.8)	133 (100.0)	641	774

(出所) 表1に同じ。

(注) 1979年以降の調査は行われていない。

表 23 大株主懇談会の対象とした大株主の累計持株比率 (対発行済株式総数)

社数()内%

回 答 (%) 年 次	5 以下	10 #	20 #	30 #	40 #	50 #	60 #	70 #	80 #	90 #	100 #	回 答	無 回 答	計
1976	2 (1.8)	2 (1.8)	6 (5.5)	9 (8.3)	18 (16.5)	19 (17.4)	15 (13.8)	16 (14.7)	16 (14.7)	2 (1.8)	4 (3.7)	109 (100.0)	615	724
1977	4 (3.6)	3 (2.7)	4 (3.6)	10 (8.9)	14 (12.5)	23 (20.5)	22 (19.6)	19 (17.0)	11 (9.8)	2 (1.8)	0 (0.0)	112 (100.0)	651	763
1978	1 (0.8)	8 (6.3)	5 (3.9)	14 (10.9)	16 (12.5)	26 (20.3)	20 (15.6)	25 (19.5)	12 (9.4)	1 (0.8)	0 (0.0)	128 (100.0)	646	774
1979	0 (0.0)	6 (3.9)	13 (8.6)	18 (11.8)	21 (13.8)	24 (15.8)	34 (22.4)	26 (17.1)	9 (5.9)	1 (0.7)	0 (0.0)	152 (100.0)	556	708
1980	4 (2.9)	3 (2.2)	7 (5.1)	16 (11.6)	25 (18.1)	23 (16.7)	30 (21.7)	17 (12.3)	10 (7.2)	3 (2.2)	0 (0.0)	138 (100.0)	495	633
1981	32 (18.1)	4 (2.3)	9 (5.1)	15 (8.5)	20 (11.3)	27 (15.3)	33 (18.6)	24 (13.6)	10 (5.6)	3 (1.7)	0 (0.0)	177 (100.0)	432	609

(出所) 表1に同じ。

(59) わが国上場企業の株主総会と企業支配

表 24 大株主懇談会の対象とした大株主の属性

社数()内%

回 答 年 次	創業者、会社オ ーナー等または その同族関係者	金融・証券・ 保険等の金融 機関関係	取引先・ 関係会社 等	国、地方公 共団体等の 公共関係	社団・財 団等の公 益法人	その他	回 答	無 回 答	計
1978	28 (23.5)	92 (77.3)	78 (65.5)	0 (0.0)	1 (0.8)	9 (7.6)	119 (100.0)	655	774
1979	22 (13.9)	130 (82.3)	110 (69.6)	4 (2.5)	2 (1.3)	11 (7.0)	158 (100.0)	550	708
1980	26 (19.3)	105 (77.8)	98 (72.6)	1 (0.7)	1 (0.7)	6 (4.4)	135 (100.0)	498	633
1981	28 (17.6)	121 (76.1)	108 (67.9)	5 (3.1)	2 (1.3)	23 (14.5)	159 (100.0)	450	609

(出所) 表1に同じ。

(注) 1976—77年の調査は行われていない。

表 25 大株主懇談会の対象とした大株主が

企業運営に与える影響の有無・影響事項

社数()内%

回 答 年 次	影響力があると思う					影響力 はない と思う	回 答	無 回 答	計	
	役員入事 に対して	経営方針 に対して	決算・配当方 針に対して	新規事業 に対して	その他					
1979	176 (59.7)	155 (52.5)	163 (55.3)	107 (36.3)	6 (2.0)	295 (47.8)	322 (52.2)	617 (100.0)	91	708
1980	178 (65.4)	158 (58.1)	129 (47.4)	87 (32.0)	18 (6.6)	272 (47.9)	296 (52.1)	568 (100.0)	65	633
1981	170 (64.6)	142 (54.0)	116 (44.1)	69 (26.2)	16 (6.1)	263 (47.2)	294 (52.8)	557 (100.0)	52	609

(出所) 表1に同じ。

(注) 1976—78年の調査は行われていない。

表 26 大株主懇談会が「無」のとき、総会日前に特定

の大株主に対して個別に付議議案の了解を求めるか

社数()内%

回 答 年 次	特に行わない	毎回行う	必要の都度行う	回 答	無回答	計
1976	483 (73.7)	103 (15.7)	69 (10.6)	655 (100.0)	69	724
1977	507 (73.9)	81 (11.8)	98 (14.3)	686 (100.0)	77	763

(出所) 表1に同じ。

(注) 1978年以降の調査は行われていない。

表 27 個別に付議議案の了解を求める場合の大株主の範囲

社数()内%

回 答(順 位) 年 次	10で 位 ま	20	30	40	50	60	70	80	90	100	100 位 超	回 答	無 回 答	計
		#	#	#	#	#	#	#	#	#	#			
1976	168 (86.2)	19 (9.7)	6 (3.1)	0 (0.0)	2 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	195 (100.0)	529	724

(出所) 表1に同じ。

(注) 1977年以降の調査は行われていない。

反対に「影響力はないと思う」とするものも約半数(約五二・五三%)を占めた、また、影響事項については、「役員人事に対して」とするものが「有」回答企業の過半数(約六〇・一六五%)、「経営方針に対して」とするものも過半数(約五三・五八%)、「決算・配当方針に対して」とするものも約半数(約四四・五五%)、さらには「新規事業に対して」とするものが約二六・三六%をそれぞれ占めたことが読める。最後に表26および表27は、大株主懇談会が「無」いとき、総会日前に特定の大株主に対して個別に付議議案の了解を求めるかどうか、また、これを求める場合の大株主の範囲について、それらの推移を示したものである。表26から、これを求めることは「特に行わない」とするものが回答企業の大半(約七四%)を占めた、しかし、「毎回行う」または「必要の都度行う」とするものも合わせると約二六%にのぼったこと、表27から、大株主の範囲は回答企業の圧倒的多数(約九九%)において三〇位までであったことが知れる。以上のことから、大株主懇談会の実態はつぎのようであった、と言ってよいであろう。すなわち、①総会日前の大株主懇談会は、営業状況を報告し付議議案について

事前の承認を得る目的で、あるいは営業状況を報告し大株主との一般的なコミュニケーションを図る目的で開かれた、②それは一三・二六%の企業で開催されたに留まったが、その比率は徐々に高まっている、③その対象とされた大株主は、株主順位で一三〇位、累計持株比率で発行済株式総数の三〇・七〇%を占めるものが多く、また、大株主の主な属性としては、金融機関関係もしくは取引先・関係会社等が非常に多かった、④大株主の役員人事、経営方針、決算・配当方針に対する影響力を認める企業も多かった、⑤総会日前の大株主懇談会を持たない企業でも、上位三〇位までの大株主から、毎回または必要の都度、個別に付議議案の了解を得ることがしばしば行われた、と。

(1) これまでに刊行された「株主総会白書」は、つぎのものに掲載されている。

一九七一年版(昭和四十六年六月調査)、商事法務研究、第五七五号、二頁以下。

一九七二年版(昭和四十七年七月調査)、商事法務、第六〇九号、二頁以下。

一九七三年版(昭和四十八年六月調査)、商事法務、第六四五号、二頁以下。

一九七四年版(昭和四十九年六月調査)、商事法務、第七九号、二頁以下。

一九七五年版(昭和五十年七月調査)、商事法務、第七一六号、二頁以下。

一九七六年版(昭和五十一年七月調査)、商事法務、第七五一号、二頁以下。

一九七七年版(昭和五十二年七月調査)、商事法務、第七八五号、三頁以下。

一九七八年版(昭和五十三年七月調査)、商事法務、第八一九号、三頁以下。

一九七九年版(昭和五十四年七月調査)、商事法務、第八五三号、三頁以下。

一九八〇年版(昭和五十五年七月調査)、商事法務、第八八七号、三頁以下。

一九八一年版(昭和五十六年七月調査)、商事法務、第九二二号、三頁以下。

なお、一九七三年版から、大和証券株式会社調査部が社団法人商事法務研究会の委嘱を受けて、本調査を行っている。

(2) その詳細については、つぎを参照されたい。

平田光弘(稿)「わが国株主総会出席株主の実態——『株主総会白書』を中心として——」一橋論叢、第八十二巻第五号、昭和五十四年十一月、七七—九六頁。

(3) その詳細については、つぎを参照されたい。

平田光弘(稿)「わが国大株主懇談会の実態——『株主

総会白書』を中心として——」ビジネスレビュー、第二八巻第一号、昭和五十五年六月、五一—五二頁。

(4) ここにいう発言は、質疑、反対意見および動議の三つに限られ、「異議なし」「賛成」などの単純な発言は除かれている。

(5) 大株主懇談会とは、株主総会日の前または後に、ある企業とその大株主との間で持たれる懇談会をいう。それは、大株主会とも大株主説明会ともよばれる。しかし、ここでは、株主総会日前のものに限定する。

(6) その詳細については、つぎを参照されたい。

平田光弘(稿)「わが国大株主懇談会の実態」五〇—五六三頁。

三 わが国上場企業の株主総会と企業支配

これまでわが国上場企業の株主総会は、企業運営の重要事項について株主の総意を決定する、企業最高の必要機関であると言われてきた。ところが、実際には、前節で明らかになったように、株主に対する委任状勧誘を通じて、付議議案の可決に必要な株式数が事前に確保されているのである。一方、株主総会自体についても、⁽¹⁾特殊株主、すなわち総会屋にその進行役をまかせる例が多く、付議議案の審議にかかわる発言は殆どないのが実状とな

っている。その結果、株主総会では、付議議案についての実質的な審議は殆ど行われず、直ちに議案の採択がなされ、株主総会は短時間で終了するのが普通となっている。つまり、わが国上場企業の株主総会は、意志決定機関としての機能を実質的にはなら果たさず、形骸化・無機能化しているのである。

それでは、付議議案についての実質的な審議はどこで行われているのであろうか。ここで浮かびあがってくるのが大株主懇談会である。それは株主総会日前に、営業状況を報告し付議議案について事前の承認を得る目的で、あるいは営業状況を報告し大株主との一般的なコミュニケーションを図る目的で持たれるのであるが、後者という大株主との一般的なコミュニケーションもまた、暗黙のうちに付議議案についての事前の承認を得ることを意味する、と解される。なぜかと言えば、大株主懇談会を全く持たない企業にあっても、事前に付議議案の了解を求めることが頻繁に行われているからである。もしもこうした解釈が許されうるならば、大株主懇談会の目的は一つしかない、それも前者、すなわち営業状況を報告し付議議案について事前の承認を得ることに尽きるとい

ことになるであろう。

ところが、この大株主懇談会そのものは、わずかに二〇％程度の企業でしか開催されていない。一方、これを持たないが、個別に付議議案の了解を大株主から得ている企業は、二五％程度ある。これらを合わせれば、半数近くの企業で、付議議案の了解を得るための根回しが行われている、とみてよいであろう。それでは、これ以外の企業ではどうなのであろうか。恐らくはそこでも、こうした根回しが行われている、と解しうるのではなからうか。なぜなら、もしそこで根回しが行われていなかったとしたら、株主総会が無機能化することはなかったはずだからである。

ところで、根回しの対象とされる大株主は、株主順位で上位三〇位、累計持株比率で三〇―七〇％を占めるものであった。また、その主な属性は金融機関関係もしくは取引先・関係会社等であり、さらに一部だが、創業者・会社オーナー・同族関係者もいることが分かった。おのずからこれら的大株主は、役員人事、経営方針、決算・配当方針のような企業運営の最重要事項の決定に対して、極めて大きな影響を与えずにはおかない。ところ

が、そうした「影響力はないと思う」とする企業が、およそ半数はあるのである。果たしてこのことは是認されるであろうか。程度に差はあるにせよ、株主総会日前になんらかの形で付議議案に関する事前の根回しが行われていることそのことは、大株主が企業運営に対して影響力をもっていることを端的に物語っている、と言つてよいのではなからうか。そして実は、企業支配の問題は、わが国上場企業の株主総会の実態とのつながりでみた場合、付議議案に関する事前のそうした根回しに現れているのである。わが国における企業支配の実証分析の一つの重要な課題は、その根回しの実態を解き明かすことにある、と言つてよいであろう。

(1) その詳細については、つぎを参照されたい。

平田光弘(稿)「わが国特殊株主の実態」ビジネスレ

ビュー、第二九巻第一号、昭和五十六年六月、四八―六六頁。

(2) 影響力がなんであり、影響の有無を決める基準がなん

であるかは、問題であろう。この点は、アンケート調査においてなんら明示されていない。その意味で、質問事項が具体性を欠いたことは確かであろう。

なお、本稿では、影響力を支配力と同義に解している。

四 結

これを要するに、わが国上場企業の株主総会は、「株主総会白書」にみる限り、意志決定機関としての機能を実質的にはなんら果たさず、形骸化・無機能化している。こうしたわが国上場企業の株主総会の実態とのつながりで企業支配の問題をみた場合、それは付議議案に関する事前の根回しに現れている。わが国における企業支配の実証分析の一つの重要な課題は、その根回しの実態を解き明かすことにある、と言つてよいであろう。

(一橋大学教授)